

— 定款（抜粋） —

（役員の選任）

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 (省略)

3 (省略)

4 理事及び監事の選任に関する必用な事項は総会の決議により別に定める。

（法律に依拠しない任意の会議体の運営）

第46条 本会の業務を適切かつ円滑に運営するために、理事会の決議を経て必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は別に定める。